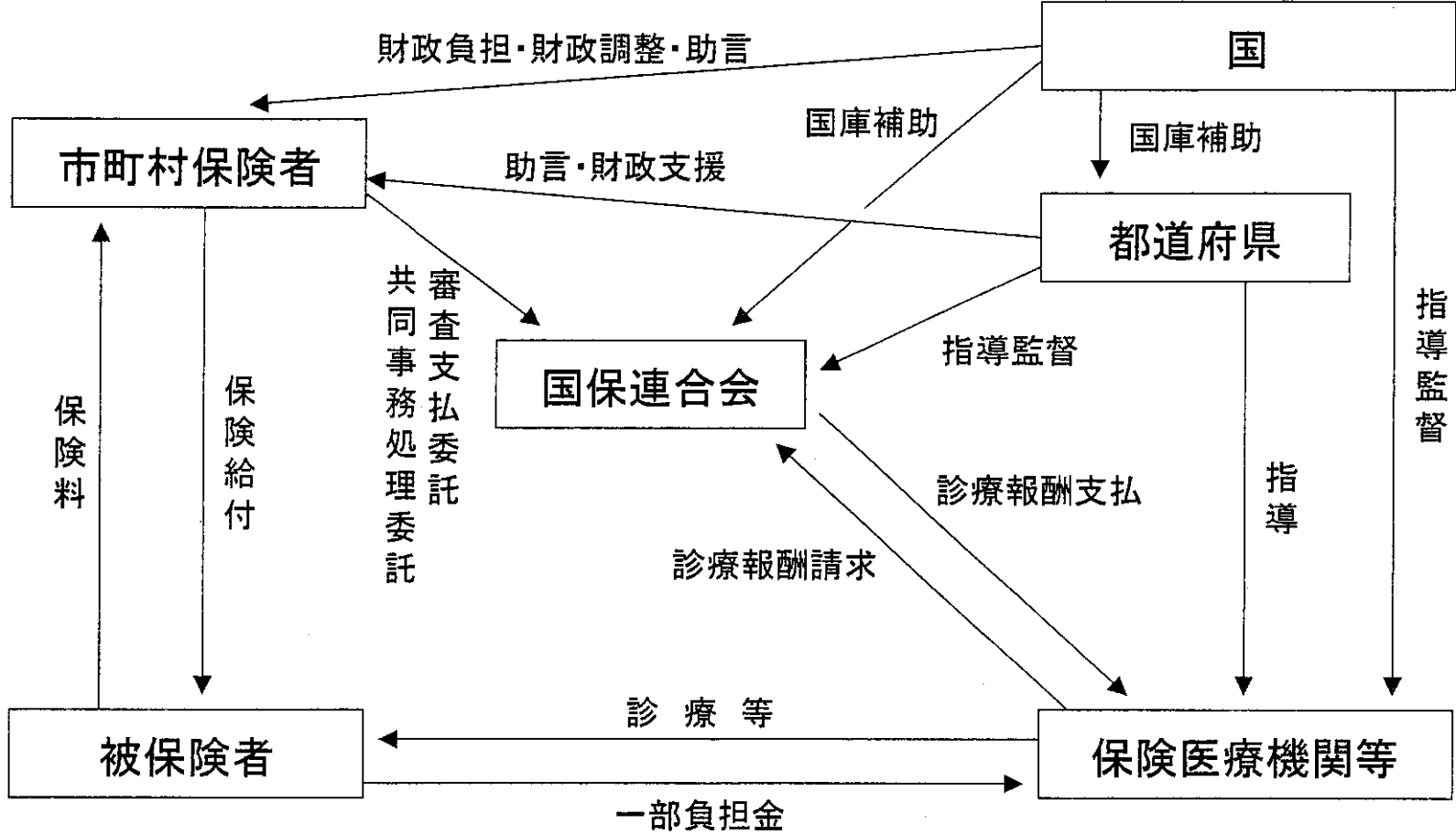


国民健康保険に関する資料

平成15年6月13日
厚生労働省保険局

国民健康保険制度(市町村)の仕組み



国民健康保険制度（市町村）における事務

【市町村保険者の事務（自治事務）】

区	分	主 内 容
被保険者資格管理	資格関係	<ul style="list-style-type: none"> ○届出の受理、資格確認 ○資格管理 ○適用適正化事務
	被保険者証等関係	○被保険者証・資格証明書の交付
保険給付	一部負担金関係	<ul style="list-style-type: none"> ○一部負担金の徴収猶予・減免の申請の受理、決定 ○70歳以上被保険者の負担区分判定、限度額認定等
	現物給付関係	○審査支払事務
	現金給付関係	○療養費・高額療養費・出産育児一時金等の申請の受理、決定
保険料賦課徴収	賦課関係	<ul style="list-style-type: none"> ○保険料賦課方式・料率の決定 ○保険料額の決定（軽減含む）、通知 ○保険料の徴収猶予・減免の申請の受理、決定
	徴収関係	<ul style="list-style-type: none"> ○徴収事務 ○納付相談、督促、催告 ○滞納処分（財産調査、差押え等）
保健事業等	保健事業	<ul style="list-style-type: none"> ○健康保持のために必要な事業 ○直営診療施設の運営 ○資金貸付事業（高額医療費、出産）
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ○医療費通知 ○レセプト点検

【都道府県の事務】

区 分	主 な 内 容
市町村への助言	<ul style="list-style-type: none"> ○国保事業の健全な運営のための一般的な助言 ○重要事項に係る条例の制定、改廃に関する協議に応じること※ ○事業、財政状況に関する報告の徴収及び検査 ○高医療費市町村に対する助言、指導等※
市町村への財政支援	<ul style="list-style-type: none"> ○国保事業に要する費用について補助金の交付、貸付金の貸付ができること ○保険基盤安定制度・高額医療費共同事業・高医療費市町村の基準超過費用額に係る負担金※ ○広域化等支援基金の設置
国保連合会への指導等	<ul style="list-style-type: none"> ○国保事業の健全な運営のための一般的な指導 ○設立、解散、重要事項に関する認可 ○事業、財政状況に関する報告の徴収及び検査 ○改善命令等運営に関する監督
保険医療機関等への指導等	<ul style="list-style-type: none"> ○療養の給付等に関する指導、報告の徴収及び検査※

(注) ※の事務は法定受託事務、他は自治事務

【国の事務】

区 分	主 な 内 容
制度設計	<ul style="list-style-type: none"> ○国民健康保険制度に関する企画立案 ○関係法令等の整備
財政負担・財政調整	<ul style="list-style-type: none"> ○給付費に対する定率負担 ○財政調整交付金 ○保険基盤安定制度・高額医療費共同事業・高医療費市町村の基準超過費用額に係る負担金 ○各種補助金
市町村への助言	<ul style="list-style-type: none"> ○国保事業の健全な運営のための一般的な助言 ○事業、財政状況に関する報告の徴収及び検査 ○高医療費市町村に対する助言、指導等
国保連合会への指導等	<ul style="list-style-type: none"> ○国保事業の健全な運営のための一般的な指導 ○事業、財政状況に関する報告の徴収及び検査 ○改善命令等運営に関する監督
保険医療機関等への指導等	<ul style="list-style-type: none"> ○保険医療機関の指定等 ○療養の給付等に関する指導、報告の徴収及び検査

国保の運営主体に関する主な審議会等の意見

○昭和57年7月 臨時行政調査会「基本答申」

「地域保険としての性格を踏まえ、広域化等保険制度としての安定化を図る方向で改革を行う。」

○昭和61年6月10日 臨時行政改革推進審議会「今後における行政改革の基本的方向」

「国民健康保険について、保険料負担の一層の公平化を図るため、保険料（税）賦課方式の見直しを行う。また、地域保険制度として長期的安定を図るため、小規模保険者等の運営状況にてらし、運営主体の広域化を図るとともに、保険運営についての都道府県の役割の在り方等について、早急に結論を得るよう検討を進める。」

○昭和62年12月19日 国保問題懇談会報告

「……いずれにしても、地域保険の役割の重要性は今後とも変わらないものと考えられ、これを安定的に運営していくためには、国と市町村が共同してその健全化に努めるとともに、都道府県もその適切な経営について指導、支援を行う等それぞれの立場において適切に役割を果たしていくことが不可欠である。」

○平成6年12月9日 医療保険審議会「平成7年における国民健康保険制度の改正について」

・改正に向けての国と地方の役割

今後、医療保険制度の給付と負担の公平化に向けて、上述のような国保制度における低所得者対策の拡充や小規模保険者対策の見直し等を検討した上で制度改正を進めていく必要がある。その場合には、国、保険者並びに都道府県、市町村が、これまで国保事業運営において果たしてきた役割も踏まえながら、それぞれが改正に当たってどのような役割を果たしていくことが国保制度における負担の公平と制度の安定化に役立つかという観点からの見直しも検討していく必要がある。

○平成7年7月4日 社会保障制度審議会「社会保障体制の再構築に関する勧告 ～安心して暮らせる21世紀の社会を目指して～」

- ・ 我が国の国民皆保険体制は、被用者保険制度と国民健康保険制度との二つに大別される。しかし、国民健康保険制度は、高齢化の進展、自営業の雇用労働者化の進行、過疎化の拡大など社会経済の構造変化により、今後その運営はますます困難になるものと考えられる。国民健康保険制度は、一元化が実現するまでの状況を考えれば、被保険者に占める高齢者の割合が高く、また被保険者の保険料拠出能力が低いため、財政基盤が弱体化しており、保険者間の財政力の格差も大きい。これに対応するには、国、都道府県及び市町村が一体となった支援、制度間・保険者間の財政調整の強化、一定限度を下回る小規模国民健康保険の広域化、再保険制度の拡充など、国民健康保険事業の安定化を図る措置が必要である。

○平成8年12月6日 医療保険審議会「国民健康保険制度の改革について（建議書）」

- ・ 保険者単位の広域化

国保の保険者単位については、従来から、都道府県単位、広域圏単位、2次医療圏、組合方式の活用などにより広域化を検討すべき意見があるが、他方、現行の市町村保険者については、地域の連帯感を基礎に被保険者の把握や保険料の徴収が比較的進めやすく、それらの業務と財政運営も一体となっており、地域の保健・医療・福祉活動との連携も図りやすい利点があるとの意見があり、双方の意見が併存した状況である。

また、保険者単位の広域化だけでなく、調整機能の充実による方策も考えるべきであり、都道府県が必要な調製等を行うことが適当であるとの意見がある。

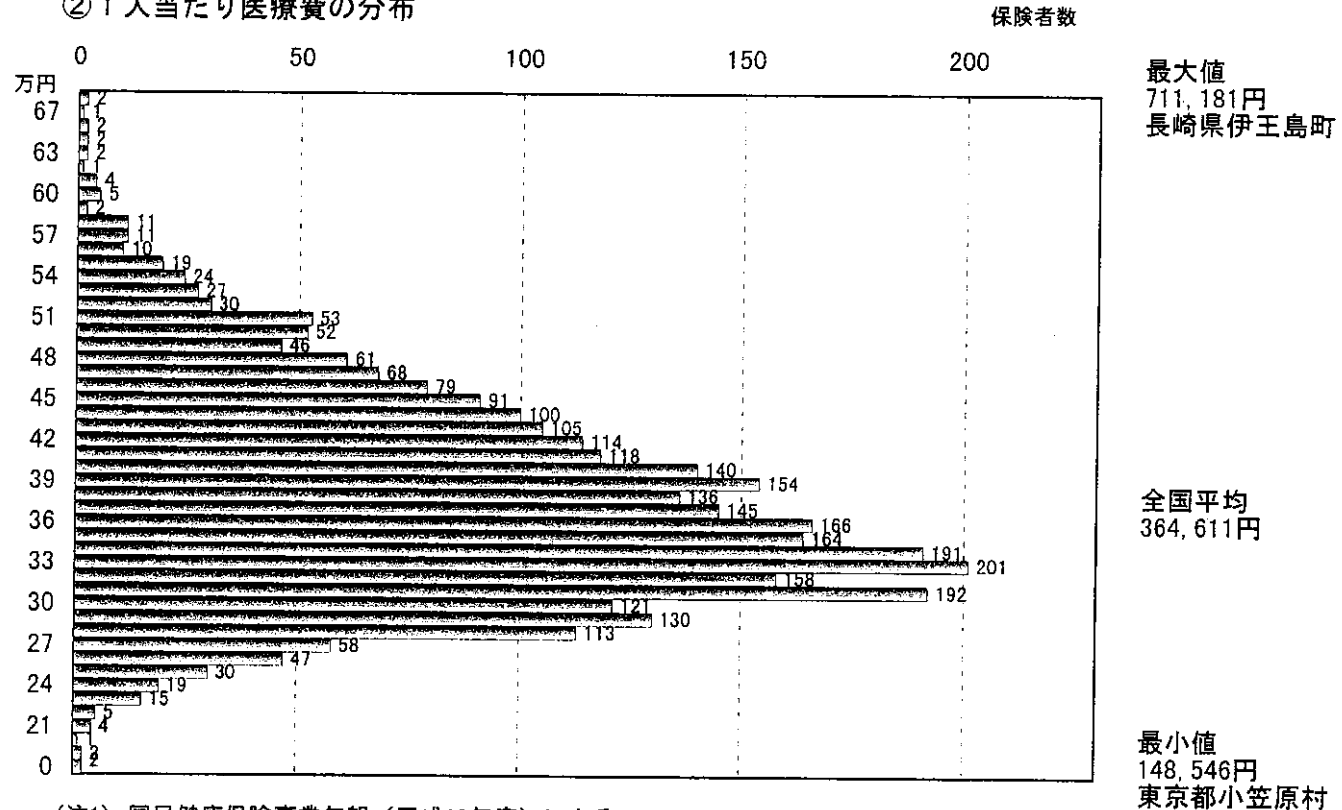
保険者単位のあり方は、制度の本質と関わり、また、医療保険制度における高齢者の位置付けと不可分である。今後高齢者の位置付けの検討の推移を見つつ、小規模保険者の実態、地方自治体制の動向なども踏まえながら、保険者単位のあり方について本格的検討を急ぐ必要がある。

市町村国保の1人当たり医療費の地域格差（平成13年度）

① 1人当たり医療費の格差

	最高・最低の市町村	最高・最低の都道府県	全国平均
最高(A)	伊王島町 (長崎県) 711,181円	北海道 470,776円	364,611円
最低(B)	小笠原村 (東京都) 148,546円	沖縄県 271,162円	
(A)/(B)	4.8倍	1.7倍	
標準偏差	市町村別 76,036円	都道府県別 54,972円	
変動係数	市町村別 0.209	都道府県別 0.151	

② 1人当たり医療費の分布



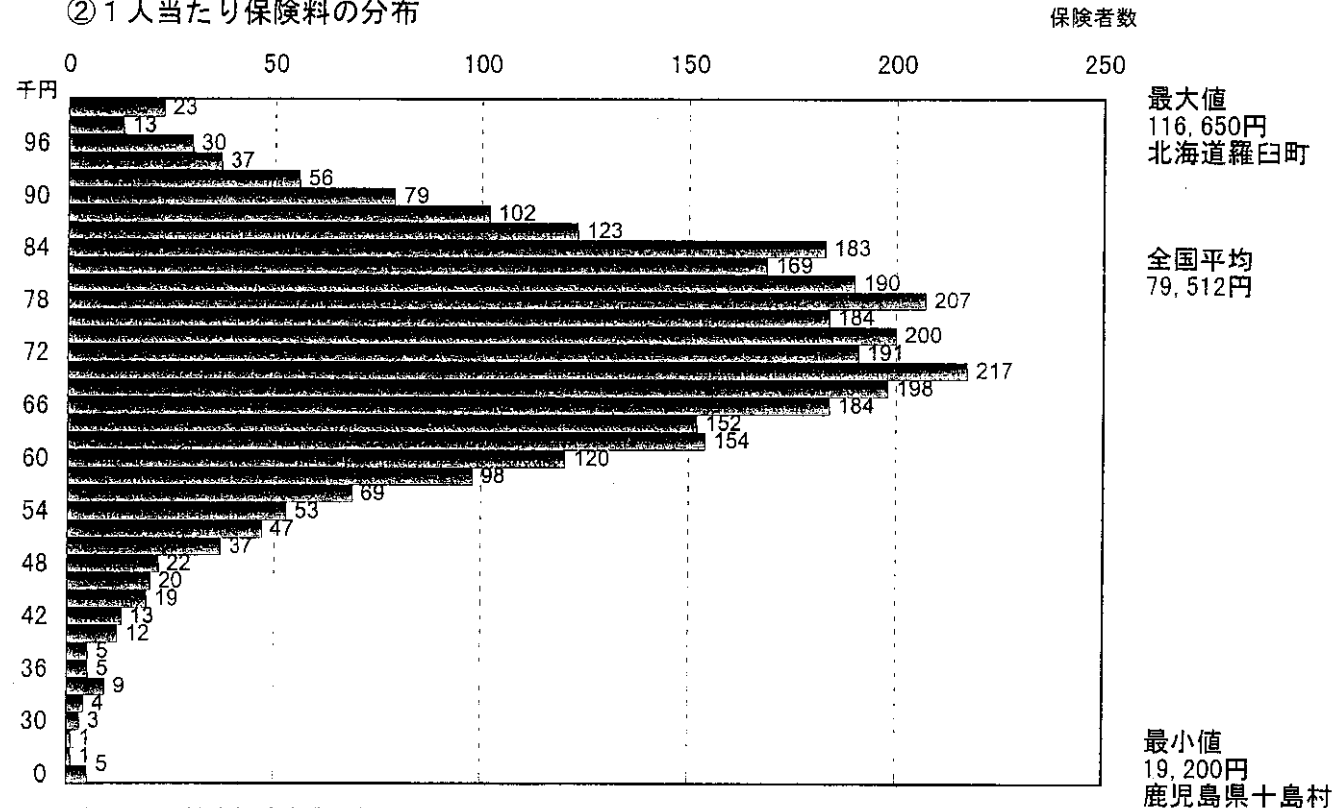
(注1) 国民健康保険事業年報（平成13年度）による。
 (注2) 老人保健医療対象者分を含む。
 (注3) 老人保健医療対象者分は、3月～2月ベースで算出している。

市町村国保の1人当たり保険料(調定額)の地域格差(平成13年度)

① 1人当たり保険料の格差

	最高・最低の市町村		最高・最低の都道府県		全国平均
最高(A)	羅臼町 (北海道)	116,650円	栃木県	88,409円	79,512円
最低(B)	十島村 (鹿児島県)	19,200円	沖縄県	53,712円	
(A)/(B)	6.1倍		1.6倍		
標準偏差	市町村別	12,327円	都道府県別	6,258円	
変動係数	市町村別	0.155	都道府県別	0.079	

② 1人当たり保険料の分布



(注1) 国民健康保険事業年報(平成13年度)による。

(注2) 老人保健医療対象者を含めた被保険者数を用いて算出している。

(注3) 保険料(税)調定額には、介護納付金分が含まれている。

平成13年度 都道府県別1人当たり医療費と保険料(税)調定額の格差の状況

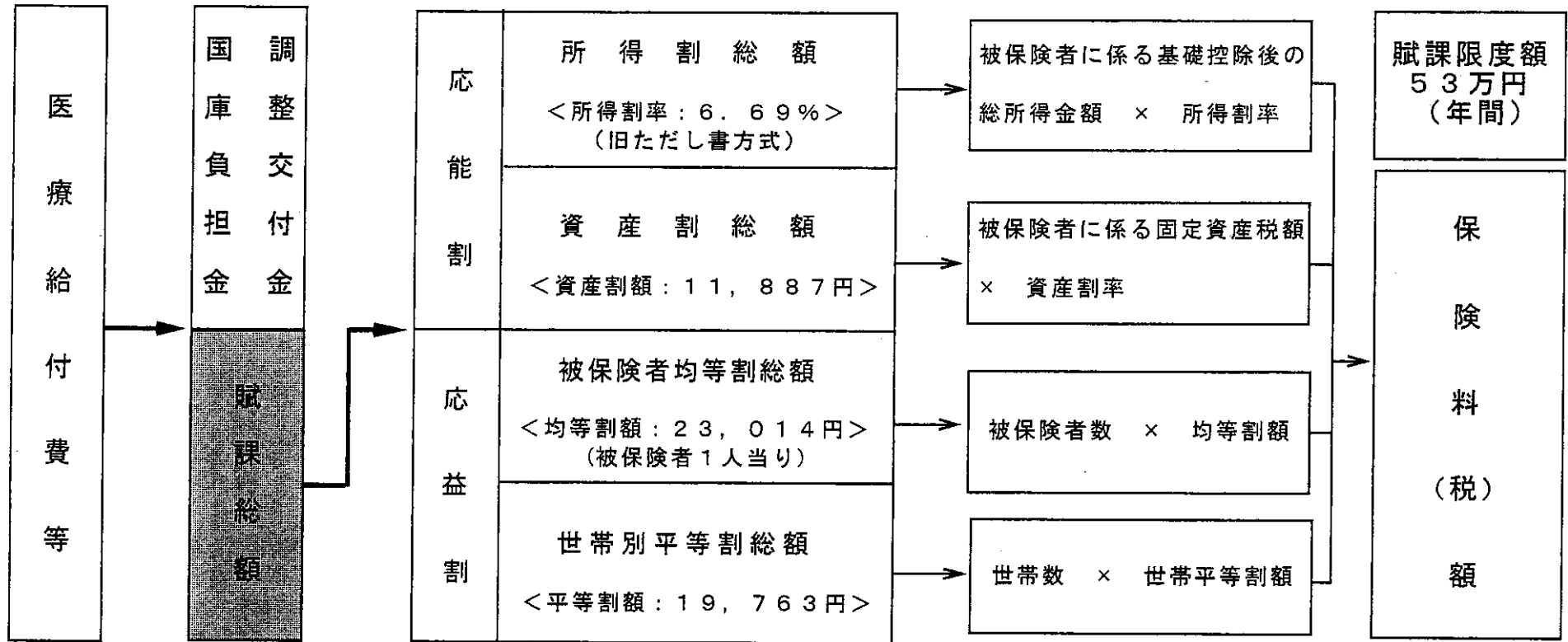
	1人当たり医療費				1人当たり保険料(税)調定額		
	最大	最小	格差		最大	最小	格差
北海道	703,299	265,961	2.6倍	北海道	116,650	51,344	2.3倍
青森県	434,589	238,970	1.8倍	青森県	98,367	60,635	1.6倍
岩手県	464,797	227,661	2.0倍	岩手県	97,953	45,802	2.1倍
宮城県	452,300	277,026	1.6倍	宮城県	96,621	50,772	1.9倍
秋田県	528,321	219,042	2.4倍	秋田県	103,841	51,490	2.0倍
山形県	414,040	286,685	1.4倍	山形県	90,274	56,796	1.6倍
福島県	452,818	190,235	2.4倍	福島県	92,075	35,807	2.6倍
茨城県	401,964	225,121	1.8倍	茨城県	97,026	49,517	2.0倍
栃木県	472,321	251,605	1.9倍	栃木県	98,607	49,085	2.0倍
群馬県	426,148	237,015	1.8倍	群馬県	93,756	50,532	1.9倍
埼玉県	385,386	236,291	1.6倍	埼玉県	100,456	34,430	2.9倍
千葉県	401,153	199,141	2.0倍	千葉県	100,089	65,629	1.5倍
東京都	425,181	148,546	2.9倍	東京都	105,814	25,459	4.2倍
神奈川県	410,676	264,562	1.6倍	神奈川県	100,614	75,496	1.3倍
新潟県	471,863	261,029	1.8倍	新潟県	88,809	39,516	2.2倍
富山県	541,387	360,038	1.5倍	富山県	104,331	57,986	1.8倍
石川県	548,121	366,566	1.5倍	石川県	99,133	69,053	1.4倍
福井県	479,203	332,260	1.4倍	福井県	93,599	51,991	1.8倍
山梨県	608,515	249,331	2.4倍	山梨県	95,393	39,147	2.4倍
長野県	486,270	236,577	2.1倍	長野県	90,175	33,514	2.7倍
岐阜県	518,153	238,943	2.2倍	岐阜県	112,994	46,205	2.4倍
静岡県	428,665	282,477	1.5倍	静岡県	99,158	60,746	1.6倍
愛知県	416,050	248,750	1.7倍	愛知県	109,889	32,834	3.3倍
三重県	470,970	243,012	1.9倍	三重県	91,006	43,339	2.1倍
滋賀県	406,060	267,618	1.5倍	滋賀県	91,605	60,075	1.5倍
京都府	466,306	288,676	1.6倍	京都府	88,620	50,285	1.8倍
大阪府	444,791	297,470	1.5倍	大阪府	96,488	67,178	1.4倍
兵庫県	470,086	294,790	1.6倍	兵庫県	95,566	59,482	1.6倍
奈良県	492,528	283,529	1.7倍	奈良県	93,197	45,002	2.1倍
和歌山県	486,967	235,312	2.1倍	和歌山県	87,729	40,469	2.2倍
鳥取県	502,897	308,741	1.6倍	鳥取県	83,823	59,358	1.4倍
島根県	559,597	347,084	1.6倍	島根県	92,855	46,464	2.0倍
岡山県	570,637	347,578	1.6倍	岡山県	95,668	49,483	1.9倍
広島県	638,475	370,934	1.7倍	広島県	96,797	44,016	2.2倍
山口県	614,849	394,545	1.6倍	山口県	97,652	50,392	1.9倍
徳島県	653,550	350,542	1.9倍	徳島県	87,198	44,401	2.0倍
香川県	555,054	381,534	1.5倍	香川県	95,363	66,186	1.4倍
愛媛県	586,824	330,455	1.8倍	愛媛県	85,408	40,258	2.1倍
高知県	650,588	329,166	2.0倍	高知県	83,753	43,727	1.9倍
福岡県	581,063	336,883	1.7倍	福岡県	91,237	52,756	1.7倍
佐賀県	543,431	306,707	1.8倍	佐賀県	91,702	57,856	1.6倍
長崎県	711,181	279,368	2.5倍	長崎県	84,626	46,480	1.8倍
熊本県	557,939	321,768	1.7倍	熊本県	96,800	51,785	1.9倍
大分県	559,173	338,915	1.6倍	大分県	88,744	51,502	1.7倍
宮崎県	447,312	295,521	1.5倍	宮崎県	79,717	47,601	1.7倍
鹿児島県	607,561	297,033	2.0倍	鹿児島県	88,275	19,200	4.6倍
沖縄県	486,828	209,099	2.3倍	沖縄県	87,115	24,547	3.5倍

規模別 1 人当たり保険料の格差（平成 13 年度）

市町村の規模 (被保険者数)	市町村数	最高の市町村の額 (A)	最低の市町村の額 (B)	(A) / (B)	標準偏差
10 万人以上	77	97,825 円	62,144 円	1.6 倍	7,479 円
1 万人～10 万人未満	710	109,889 円	44,442 円	2.5 倍	9,666 円
5 千人～1 万人未満	653	112,994 円	27,983 円	4.1 倍	10,581 円
3 千人～5 千人未満	636	116,650 円	30,481 円	3.8 倍	10,801 円
2 千人～3 千人未満	530	104,331 円	25,459 円	5.0 倍	11,292 円
1 千人～2 千人未満	417	109,916 円	24,547 円	4.5 倍	12,329 円
1 千人未満	212	100,368 円	19,200 円	5.3 倍	13,724 円
全国	3235	116,650 円	19,200 円	6.1 倍	12,327 円

(注) 国民健康保険事業年報（平成 13 年度）による。

国民健康保険料（税）の賦課方法の概要（四方式）



* < >内は平成12年度国保実態調査報告による全国平均

- (注1) 各市町村における保険料（税）賦課方法は、それぞれ異なる。
- (注2) 保険料（税）賦課方法は、上記四方式のほか、三方式（所得割、被保険者均等割、世帯平等割）、二方式（所得割、被保険者均等割）の方法がある。
- (注3) 低所得者については、応益割部分に係る保険料（税）軽減制度がある。